

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第2区分

【発行日】平成30年5月31日(2018.5.31)

【公表番号】特表2018-506851(P2018-506851A)

【公表日】平成30年3月8日(2018.3.8)

【年通号数】公開・登録公報2018-009

【出願番号】特願2017-537933(P2017-537933)

【国際特許分類】

H 05 K	5/02	(2006.01)
C 03 C	3/087	(2006.01)
C 03 C	17/30	(2006.01)
C 03 C	17/23	(2006.01)
C 03 C	19/00	(2006.01)
H 01 Q	1/42	(2006.01)

【F I】

H 05 K	5/02	J
C 03 C	3/087	
C 03 C	17/30	A
C 03 C	17/23	
C 03 C	19/00	A
H 01 Q	1/42	

【手続補正書】

【提出日】平成30年4月4日(2018.4.4)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

電子装置筐体であって、

防指紋表面を有する基体であって、前記防指紋表面に指紋を付着させたとき、前記防指紋表面が、約0.95未満の視認性、及び約20未満の色ずれのいずれか一方又は両方を示す基体を備え、

0.03未満の損失正接及び15MHz～3.0GHzの周波数範囲によって定義される、無線及びマイクロ波周波数透明性、

磁場透明性、

誘導場透明性、及び

赤外線透明性

のいずれか1つ以上を示すことを特徴とする筐体。

【請求項2】

0.60MPa・m^{1/2}より大きい破壊靱性、

350MPaより大きい4点曲げ強度、

少なくとも450kgf/mm²(約4.4GPa)のビックース硬さ、

少なくとも5kgf(約49N)のビックース中央/放射亀裂開始閾値、

約50GPa～約100GPaの範囲のヤング率、及び

2.0W/m未満の熱伝導率

のいずれか1つ以上を示すことを特徴とする、請求項1記載の電子装置筐体

【請求項 3】

前記防指紋表面が、テクスチャ表面、被膜表面、又はこれ等の組合せを含むことを特徴とする、請求項 1 又は 2 記載の電子装置筐体。

【請求項 4】

前記テクスチャ表面が、
約 0.05 マイクロメートル～約 1.0 マイクロメートルの RMS 粗さ高さ、及び
約 0.1 マイクロメートル～約 5.00 マイクロメートルの範囲の横方向の空間的周期の
いずれか一方又は両方を有することを特徴とする、請求項 3 記載の電子装置筐体。

【請求項 5】

約 0.5 %～約 4.0 % の範囲のヘイスを更に示すことを特徴とする、請求項 1～4 いずれか 1 項記載の電子装置筐体。

【請求項 6】

約 400 nm～約 750 nm の波長範囲にわたり、又は約 750 nm～約 2000 nm の波長範囲にわたり、約 80 % 以上の平均透過率を示すことを特徴とする、請求項 1～5 いずれか 1 項記載の電子装置筐体。

【請求項 7】

前記基体が、ソーダ石灰ガラス、アルカリアルミノシリケートガラス、アルカリ含有ホウケイ酸ガラス、及びアルカリアルミノホウケイ酸ガラスのいずれか 1 つを含むことを特徴とする、請求項 1～6 いずれか 1 項記載の電子装置筐体。

【請求項 8】

前記非晶質基体が、強化され、
20 μm 以上の層深さ (DOL) を有する圧縮表面層、
400 MPa より大きい圧縮応力、及び
20 MPa より大きい中央張力
のいずれか 1 つ以上を有することを特徴とする、請求項 7 記載の電子装置筐体。

【請求項 9】

前記基体が、強化ガラスセラミック基体、非強化ガラスセラミック基体、又は単結晶基体を含むことを特徴とする、請求項 1～6 記載の電子装置筐体。

【請求項 10】

携帯電話、タブレット、ラップトップ、及びメディアプレーヤーから選択される電子装置を更に備えたことを特徴とする、請求項 1～9 いずれか 1 項記載の電子装置筐体。